

## 全労金2019春季生活闘争ニュース・第14号

「基本賃金の改善」に果敢に取り組み、  
「同一労働同一賃金」の実現をめざそう！

### ◎「賃金は上がるもの」が全体の共通認識となるように果敢に取り組もう！

全労金2019春季生活闘争では、「基本賃金の改善」と「年間一時金」を“統一要求課題”に設定し、全単組で要求を掲げ、統一闘争を展開しています。

特に、基本賃金の改善については、正職員の要求を10年ぶりに掲げ、労働組合の要求主旨や背景を早い段階から伝えてきた結果、多くの金庫が真摯に交渉に応じています。一方で、一部の金庫からは、「金融環境が厳しい中で、賃金の改善要求を掲げることは理解できない」「労働組合は経営環境を理解していない」「労働金庫の賃金水準は高く改善する必要はない」等、私たちの要求に向き合おうとせず、金庫の主張ばかりを繰り返す金庫もあります。

私たちは、金庫の厳しい環境は十分に理解しています。そのうえで、職場の人手不足感が顕在化する中、労働金庫の健全な発展と、労金業態で働く職員が安心して働けることができる職場とするために、働きの価値に見合った水準を意識して、賃金の改善を求めています。

金庫・経営陣には、

「人への投資の必要性は認識しているのか」

「将来的な人財確保の見通しをどう考えているのか」

「職員がモチベーションを維持続けることができる組織風土は構築されているのか」

「労働金庫としての社会的役割として、3月1日に、SDGs行動指針を公表したにも関わらず、持続可能な経済の発展に寄与する必要はないのか」

「多くの民間企業が社会的役割として、業績や円相場等の不安定要素がある中で、6年連続でベースアップに応じているにも関わらず、10年ぶりに掲げた要求に応えられないのはなぜか」

「経団連が、月例賃金を引き上げられないということは、その企業として労働生産性が上がっていないという負のメッセージにもなりかえない、と伝えているが、職員の働き方は改善していないと認識しているのか」

「内部留保や配当と職員への配分をどう考えているのか」

等の観点からの主張も展開し、金庫に対して職員に対するメッセージの発信を求めています。

回答期限日まであと1週間あります。すべての要求に拘りを持って統一闘争を進めましょう！

裏面へ

## ◎「同一労働同一賃金指針」の主旨に沿った対応を求めよう！

2018年6月29日の参議院本会議で「同一労働同一賃金」に関する法律が成立し、2020年4月から、改正「パート・有期雇用法」と改正「労働者派遣法」が施行されます。また、厚生労働省は、法改正後、速やかに法に沿った対応が進むよう、2018年12月28日に「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者についての待遇差の禁止等に関する指針（同一労働同一賃金指針）」を公表しました。

そのような中、全労金2019春季生活闘争では、“個別要求課題”として、「雇用に関する環境整備」として、①ジョブリターン制度、②年休積立制度、③私傷病欠勤・休職制度、の確立を求めているほか、“単組独自要求課題”として、「同一労働同一賃金への対応」を求めています。

この間の交渉では、同一労働同一賃金の目的や主旨を理解して交渉に臨んでいる金庫と、全労金組織が嘱託等労働者の処遇改善を求め始めた頃の主張から変わることなく、正職員の処遇を下げて対応する考えを示す等、社会情勢に追いついていない古い考え方で交渉に臨んでいる金庫に分かれています。

法的根拠を持つ「同一労働同一賃金指針」には、その目的として、「雇用形態や就業形態に関わらない公正な待遇を確保し、我が国がめざす同一労働同一賃金の実現に向けて定めたものである」と記載されており、同一労働同一賃金が進んでいる欧州を参考にしているとも記載されています。

そのうえで、賃金や一時金、一部の諸手当は、①職務の内容、②職務の内容及び配置の変更範囲、③その他の事情（合理的な労使慣行）、のうち、待遇の性質及び目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない、としています。

一方、福利厚生で定めている①施設利用、②慶弔休暇、③病気休職、④法定外休暇、は、「職務の内容」「職務の内容及び配置の変更範囲」に関わりなく、通常の労働者と“同一”にすることが定められています。ここで労使の争点になるのが“同一”の意味です。“同一”とは「一つのものであること」「差のないこと」です。したがって、「期間は同じとするが、有給保障や水準は働き方の違いに準じた制度」は、「水準」や「保障期間」に差がありますので、“同一”とは言えません。少しの原資をも削り取ろうとする金庫の姿勢は、同一労働同一賃金指針に逸脱していますし、何よりも「働く者の夢と共感を創造する」との理念を持つ労働金庫の経営者として不相応でしかありません。

こうした姿勢に対して、労働組合は徹底して考え方を糾し、交渉する必要があります。単組の春闘速報で記される経営陣の発言を注視し、労働組合の意志を示しましょう！

※次号は3月22日（金）に配信予定です。

※全労金HP (<http://www.zenrokin.or.jp/>) もご覧ください！

以 上